

藤枝市公共施設

耐震化計画

平成20年 6月 作成

令和 3年 4月 修正

藤枝市

目 次

1. 耐震化計画策定の目的
2. 耐震化の現状
3. 耐震化計画の対象建築物
4. 耐震化の基本方針
5. 耐震化計画の管理
6. 耐震化対象建築物リスト

1 耐震化計画策定の目的

市民が様々な形で利用する公共施設について、地震による倒壊被害を未然に防ぎ市民の命を守るとともに、施設の延命化による効率的な施設活用を目的として、本計画に基づき公共施設の耐震化を促進します。

2 耐震化の現状

都市機能上重要な建築物及び居室を有する延べ床面積 200 m²以上の建築物 151 施設 285 棟（令和3年4月現在）の耐震化率は次の表のとおりです。

一般

R3.4 現在

分類	耐震対策済施設		耐震対策必要施設		未診断施設	全体
	I a	I b	II	III		
棟数	101	71	1	0	0	173
	172		1			
割合	58.38%	41.04%	0.58%	0%	0.00%	100.00%
耐震化率	99.42%					

学校

分類	耐震対策済施設		耐震対策必要施設		未診断施設	全体
	I a	I b	II	III		
棟数	100	12	0	0	0	112
	112		0			
割合	89.29%	10.71%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%
耐震化率	100.00%					

全体

分類	耐震対策済施設		耐震対策必要施設		未診断施設	全体
	I a	I b	II	III		
棟数	201	83	1	0	0	285
	284		1			
割合	70.53%	29.12%	0.35%	0%	0.00%	
耐震化率	99.65%					

【参考】

ランク	東海地震に対する耐震性能		建築物の構造	旧基準の建築物 ($C_t=1.0$)	新基準の建築物 (用途係数 I)	
	耐震性能が優れている建物	備考欄				
I	Ia	軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害の拠点となりうる施設	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造 コンクリートブロック造 木造 	$I_s/E_t \geq 1.25$ 総合評点 ≥ 1.5	$I=1.25$
	Ib	耐震性能が良い建物 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。		<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造 コンクリートブロック造 木造 	$I_s/E_t \geq 1.0$ $1.0 \leq$ 総合評点 < 1.5	$I=1.0$
II	耐震性能がやや劣る建物 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。	建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定士の判定による	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造 コンクリートブロック造 木造 	$I_s/E_t < 1.0$ かっ $I_s \geq 0.6$ $0.7 \leq$ 総合評点 < 1.0		
III	耐震性能が劣る建物 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。		<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造 コンクリートブロック造 木造 	$I_s/E_t < 1.0$ かっ $I_s < 0.6$ 総合評点 < 0.7		

※静岡県内の判断基準に基づく

3 耐震化計画の対象建築物

「藤枝市が所有する公共建築物の耐震性能リスト」に掲載された市有建築物のうち、ランクⅡ（東海地震に対して耐震性能がやや劣る）、ランクⅢ（東海地震に対して耐震性能が劣る）の建築物及び未診断施設のうち耐震診断を行った結果ランクⅡ、Ⅲと判定された建築物を対象とします。

4 耐震化の基本方針

（１）耐震化の目標

都市機能上重要な建築物及び居室を有する延べ床面積 200 m²以上の建築物について、静岡県耐震基準に基づく耐震化率 100%とすることを目標とします。

ただし、現在調整中のものについては、方針決定することを基本とし、早期の完了に努めるものとします。

（２）耐震対策の種類

耐震補強、建替、調整中、その他とします。なお、その他には、施設の統廃合や解体、使用中止等を含みます。

（３）耐震補強の目標

耐震補強は原則として、静岡県耐震診断判定基準（平成 14 年度版）による耐震判定指標値以上（ランクⅠ：東海地震に対して耐震性能が優れている）となるように措置します。

（４）耐震対策の優先順位

- ①ランクⅢ施設
- ②学校及び災害時要援護者利用施設
- ③災害時の拠点となる施設
- ④不特定多数の住民が利用する施設

※上記優先順位に加えて、各施設固有の事情を勘案・調整しながら耐震対策を進めます。

5 耐震化計画の管理

耐震化の実施状況や施設状態など状況の変化にあわせて毎年度見直しを行います。

	建築物		所在地	構造等		所管		建築年度	新旧建築基準法	Is値 or 総合 評点	ランク	耐震対策		備考欄
	施設名	棟名		構造	階層	部	担当課					実施方法	完了 予定 年度	
1	西部学校給食センター	調理棟	大西町1丁目	S	1	教育部	学校給食課	S53	旧	0.84	II	耐震補強	25	